2026年２月20日

各　　位

会社名　　株式会社ＭＣ Ｊ
代表者名　　代表取締役社長兼COO　安井 元康
（東証スタンダード コード番号6670）
問合せ先　　経営企画室 広報IR担当
ir-otoiawase@mcj.jp

団体名　　ビーシーピーイー メタ ケイマン エルピー
代表者名　　ビーシーピーイー メタ ジーピー エルエルシー
（ジェネラル・パートナー）

# （訂正）ビーシーピーイー メタ ケイマン エルピーによる 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

ビーシーピーイー メタ ケイマン エルピーは、本日、別添の「（訂正）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」を公表いたしましたので、お知らせいたします。

以　上

本資料は、ビーシーピーイー メタ ケイマン エルピー（公開買付者）が、株式会社ＭＣ Ｊ（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第１項第４号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026年２月20日付「（訂正）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

2026年２月20日

各　　位

団体名　　ビーシーピーイー メタ ケイマン エルピー
代表者名　　ビーシーピーイー メタ ジーピー エルエルシー
（ジェネラル・パートナー）

**（訂正）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ**

ビーシーピーイー メタ ケイマン エルピー（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社ＭＣＪ（株式会社東京証券取引所スタンダード市場、証券コード：6670、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2026年２月６日から開始しております。

今般、公開買付者は、公正取引委員会から2026年２月18日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を同日に受領したことに伴い、2026 年２月６日付で提出した公開買付届出書及びその添付書類である2026年２月６日付公開買付開始公告の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の８第２項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、2026年２月６日付公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は、法第27 条の３第２項第１号に定義される買付条件等の変更ではありません。

記

2026年２月６日付本公開買付開始公告について、以下のとおり訂正いたします。
なお、訂正箇所には下線を付しております。

２．公開買付けの内容
(11) その他買付け等の条件及び方法
②　公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法
（訂正前）

＜前略＞

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第２項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、又は独占禁止法第10条第１項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第１項第４号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに欧州委員会に対する本公開買付けによる対象者株式の取得に関する事前届出に関し、欧州委員会からの承認を取得できないことが判明した場合には、令第14条第１項第４号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、公開買付期間（延長した場合を含

みます。）満了の日の前日までにオーストラリア競争消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission, “ACCC”）に対する本公開買付けによる対象者株式の取得に関する事前届出に関し、ACCCからの承認を取得できないことが判明した場合には、令第14条第１項第４号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。さらに、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。）第27条第１項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第１項第４号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに欧州委員会に対する本公開買付けによる対象者株式の取得に関する事前届出に関し、欧州委員会からの承認を取得できないことが判明した場合には、令第14条第１項第４号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までにオーストラリア競争消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission, “ACCC”）に対する本公開買付けによる対象者株式の取得に関する事前届出に関し、ACCCからの承認を取得できないことが判明した場合には、令第14条第１項第４号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。さらに、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。）第27条第１項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第１項第４号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

＜後略＞

以　上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934 年証券取引所法」といいます。）第13条（ｅ）項又は第14条（ｄ）項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

ベインキャピタル、公開買付者及びその関連者（対象者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934 年証券取引所法規則第14e-5条（ｂ）の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）12第27Ａ条及び米国1934年証券取引所法第21Ｅ条で定義された「将来に関する記述」（forward-lookingstatements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。